

令和3年11月15日

芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

芦屋大学・芦屋大学大学院（以下「本学」という。）では、公的研究費の不正利用を防止し、適正な運営および管理を行うため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正)」に基づき、研究活動の不正行為防止等に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者をそれぞれ置く。
内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。
各責任者および部署の役割は「大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」において定める。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) ルールの明確化・統一化について
公的研究費の使用及び事務手続きに関する責任の範囲、権限の明確化、責任体系のルールを明確にし、研究活動にかかわるすべての構成員等に周知をするとともに学内外へ公表する。
- (2) 関係者の意識の向上と浸透
研究活動に関わる全ての構成員等を対象として、行動規範の策定、コンプライアンス教育や啓発活動を実施する。
構成員等に対して、関係ルールを遵守し不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求める。
- (3) 職務権限の明確化
競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図り、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、規程を定め、明確化かつ透明化を図る。
また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「防止計画推進部署」）を置き、不正使用を発生させる要因を把握並びに実態を検証するために、不正防止計画を作成・実施し、不正使用の

防止に努める。

4. 研究費の適切な使用と研究費不正を起こさせない組織風土の形成

研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって公的に賄われていることから、法令及び学内諸規程等を遵守し、効果的かつ効率的な方法で研究費使用に努める。

併せてこの取り組みの実効性を確保するため、コンプライアンス教育ならびに啓発活動を定期的に実施して学内における不正防止意識向上を図り、研究費不正を起こさせない組織風土を形成する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。また、公的研究費の不正使用への取組に関する本大学の方針等について、学内で周知するとともに、外部に公開する。

6. モニタリングの在り方

研究費の適正な管理のため、本学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

内部監査において、財務情報監査のみならず、公的研究費等の管理体制等に不備がないか検証を実施する。

7. 検収

研究費の適正な運営・管理を行うことができるよう、検収等におけるチェックが有効に機能する体制を整備する。

以上

(構成員とは、公的研究費等の運営・管理に関わる研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう)